

令和2年度第1回函館市男女共同参画審議会会議録	
開催日時	令和3年3月29日 月曜日 18時00分から
開催場所	函館市役所 8階第2会議室
議 題	<p>議事</p> <p>(1) 男女共同参画の推進に関すること</p> <p>ア 男女共同参画に関する市民・事業者意識調査について</p> <p>イ 性の多様性の尊重に関する取り組みについて</p> <p>報告</p> <p>(1) 令和元年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況について</p> <p>(2) 令和3年度男女共同参画に関する施策の概要について</p>
出席委員	<p>荒木 知恵 会長 松本 伸 副会長 塗 政江 委員</p> <p>木村 育恵 委員 池田 延己 委員 埜澤 彩香 委員</p> <p>佐々木 香 委員 田口 輝 委員 富田 秀嗣 委員</p> <p>京田 教子 委員 喜多 武史 委員</p> <p style="text-align: right;">(計9名)</p>
欠席委員	西谷 さおり 委員
傍聴者	0名 (報道機関2社)
事務局 出席者 職氏名	<p>市民部長 佐藤 聖智子 市民部次長 横川 真奈美</p> <p>市民・男女共同参画課長 米田 剛 主 査 山田 清香</p> <p>主任主事 中川 裕紀奈</p>
司 会	<p>それでは、定刻となりましたので、ただいまから、令和2年度第1回函館市男女共同参画審議会を開催いたします。本日司会を務めさせていただきます市民部市民・男女共同参画課の山田です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の会議でございますが、荒木会長が少し遅くなっておりますので、現在10名の方が出席され、男女共同参画推進条例施行規則第12条第7項の規定により、会議が成立しておりますことを、ご報告申し上げます。この会議は、原則公開で行っております。会議録を作成いたします関係上、マイクを使用してご発言くださいますよう、お願いいたします。</p> <p>今回の審議会は、昨年11月に、市内の新型コロナウイルス感染症拡大のため開催を延期した会議の議題と、令和3年度の事業内容につきましてご審議いただくものでございます。</p> <p>委員のご紹介をさせていただきます。まず、喜多 岳史委員でございます。喜多委員は改選後の会議をご欠席されていまして、改めてご紹介させていただきます。</p>
喜多委員	喜多と申します。義肢装具士をしております。よろしくお願いいたします。
事務局 山田	<p>続きまして、委員に変更がありましたので、ご紹介させていただきます。田畠裕子委員が3月11日付けで辞任することとなりまして、新たに連合北海道函館地区連合会執行委員長から委員のご推薦いただきました、埜澤 彩香委員でござ</p>

います。

埜澤委員

埜澤です。よろしくお願いします。

事務局
山田

また、昨年4月1日付けで事務局に異動がございましたので、ご報告させていただきます。市民部長の佐藤 聖智子（さとうみちこ）でございます。

佐藤部長

みなさま、こんばんは。市民部長の佐藤でございます。着任してから、まもなく1年になりますが、今日は皆さんの様々な意見をお聞きし、実りある会となることを期待しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

司 会

それでは、まず、資料の確認をさせていただきます。お手元には、第1回函館市男女共同参画審議会の、名簿、座席表、男女共同参画啓発誌、女性センター利用のしおり、講座募集案内、情報誌マイセルフ64号を配付しております。お手元に資料は、お揃いでしょうか。不足等がなければ、ここからの進行は、荒木会長に代わりまして、松本副会長、お願いいたします。

松本
副会長

皆様こんばんは。渡島総合振興局の松本でございます。会長不在でございますので、その間会長に変わりました進行を務めさせていただきます。それでは議事に入らせていただきます。本日の会議につきまして、終了は19時30分を予定しておりますので、会議の進行にご協力ください。では次第の2 議事（1）ア男女共同参画に関する市民・事業者意識調査について、事務局から説明をお願いします。

事務局
米田課長

市民・男女共同参画課長の米田でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。資料の説明につきましては着席で説明させていただきます。議事（1）ア 男女共同参画市民・事業者意識調査についてご説明いたします。資料1をご覧ください。この調査の目的ですが、第3次函館市男女共同参画基本計画はこたて輝きプランの推進にあたり、市民や事業者の男女共同参画に関する意識や現状を把握し、今後の取り組みの参考とすることを目的とし、5年ごとに実施しております。今回の調査結果については、令和4年度に予定している第3次計画の中間年見直しの際の基礎資料となります。

次に、2実施内容です。まず、市民意識調査についてですが、対象は市内の18歳以上の男女2,000人を、住民基本台帳に基づく層化無作為抽出により抽出し、アンケートを実施します。今回は20歳以上を対象としておりましたが、より若い層からの意見を聞くため、18歳以上に引き下げて調査を行います。次に、事業者意識調査です。調査対象は市内に所在する300事業所を対象とし、抽出方法は、今回は従業員規模別の事業所数で配分して抽出する方法をとっておりましたが、今回は大企業につきましては全数を対象とし、残りを事業所数で配分して抽出する方法としたいと考えております。

調査スケジュール案についてですが、3月から5月で調査票の内容の精査を行い、調査票を確定、6月から7月にかけて調査対象者・事業所の抽出作業と調査票の発送準備を行い、8月から9月の間で、調査票の配布、回収を行う予定です。

その後、年内12月いっぱいを目途に報告書をまとめ、結果の公表は1月を予定しております。

次に、男女共同参画審議会での協議事項ですが、前回調査票をもとに調査票の質問項目、内容、調査全体を通して、ご審議いただきたいと思っております。

次に、5前回調査からの変更点ですが、調査対象者、抽出方法のほか、回答方法を前回の郵送のみから、回答率をあげるため、WEB回答も可能とし、どちらかで回答していただけるようにしたいと考えております。

また、現在、第3次基本計画に基づき各種取り組みを行っている「性的少数者」に関する質問項目を追加したいと考えております。

次に、前回、平成28年度に実施いたしました調査の概要について、簡単にご説明させていただきます。

男女共同参画に関する市民・事業者意識調査報告書概要版をご覧ください。

まず、表紙に調査の概要がございまして、市民意識調査、事業者意識調査それぞれの概要を記載しております。

前回の回収状況ですが、市民意識調査の回答数778件で、回収率は38.9%という結果でした。また、事業者意識調査ですが、回答数122件で、回収率40.7%という結果でした。主な内容といたしましては、1ページ目の中段の「男女の役割分担について」では、「男は仕事、女は家庭」という考え方についての質問で、函館市においては、「男は仕事、女は家庭」という考えについて肯定的意見が26.6%、否定的意見が36.2%、どちらともいえないが36.6%となっており、前回の平成23年度調査に比べ、性別役割分業意識が薄れてきているという傾向を見ることができます。また、事業者の意識といたしましては、4ページにありますとおり、「どのような考えに基づき女性従業員を配置しているか」という質問で、「性別にかかわらず個人の能力に応じた人員配置を行っている」という事業所が最も多く、59%で、前回の平成23年度調査時より上回っており、事業者においても、このような考え方が浸透してきていることが分かります。

次に、調査票についてですが、男女共同参画に関する市民意識調査票をご覧ください。こちらは前回の質問票をベースに、質問や選択肢の文章について、意味が分かりにくいところを修正し、また、性的少数者に関する質問項目を追加しております。2ページをお開きください。

1の男女共同参画については男女共同参画という言葉の認知度について、2の男女平等に関する価値観については、それぞれの分野ごとの平等感について、3の男女の役割分担については、男は仕事、女は家庭や家庭内でたずさわっている事項について、質問しております。次に、3ページの4男女の人権については、女性の人権が尊重されていないと感じることや、ドメスティック・バイオレンスやハラスメントについての実態について質問しております。

次に、7ページの5ワーク・ライフ・バランスについては、ワーク・ライフ・バランスという言葉の認知度や達成度について、8ページの6男女の就業については、仕事と家庭についての男性の考え方や、女性が職業を持つことについての考えのほか、就業を継続する上での支障となることなどを質問しております。次に、10ページの7介護と子育てについてで介護の家庭内での分担状況や、子育ての考え方について、そして11ページの8防災や災害時の対応についてで、

男女共同参画の視点から必要と思われる対応についての質問をしております。

また、新たな項目として9 性的少数者について、性的少数者の方々が生活しづらい社会であるかについての意識と、生活しづらい社会であると考えている方には、性的少数者の方が生活しやすい社会となるために必要と考える対策についての質問を事務局案としてお示ししております。

最後に、男女共同参画を進めるにあたってのご意見やご要望について伺っております。

次に、男女共同参画に関する事業者意識調査票をご覧ください。

こちらは自由記載欄を含めまして、13の設問で、項目といたしましては、2ページの1 女性従業員の活用については、管理職に占める女性の割合や、女性従業員配置の考え方、職務遂行上の課題等、女性従業員に配慮した職場づくりの状況を質問しております。次に、2 育児や介護に関する制度については、育児、介護の制度の設置状況や利用状況、休業制度を定着させるために取り組んでいること等について質問しております。5ページの3 ハラスメントについては、ハラスメント防止のための雇用管理や取組状況について質問しております。最後に、7ページの4 事業所における男女共同参画の推進について、事業所において男女共同参画を進めるにあたっての、ご意見やご要望をお聞きしております。以上、資料を基に調査概要等についてご説明いたしました。よろしくお願いたします。

松本
副会長

ただいま事務局から、令和3年度に予定している市民・事業者意識調査について説明がありました。調査結果は第3次函館市男女共同参画基本計画中間年見直しの基礎資料とするとのことですが、調査票の質問項目、内容のほか、調査全体を通してご意見やご質問などございますでしょうか。

松本
副会長

なければ、一つよろしいでしょうか。市民向けの調査票の性的少数者に関する質問項目で、性的少数者の説明として、「性的少数者とは典型的ではない性的指向や性自認を持つ人」と記載されていますが、典型的ではないという記載は大丈夫でしょうか。もしよければ木村先生のご意見を伺いたいのですが、いかがでしょうか。

木村委員

私もそこが気になりました。典型的ではないという言い方とは別の表現を使うことができるのであればその方がいいと思います。典型か典型ではないかの二択で表す、そういった意識の改善を求めていくということでもありますので、例えば「性的少数者とはレズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなど多様な性的指向や性自認を持つ人」などのような書き方にかえることができるのではないかと思います。

松本
副会長

事務局いかがでしょうか。

事務局
米田課長

いただいたご意見を参考にさせていただきたいと思います。

松本 副会長	他に何かございますか。
佐々木 委員	<p>函館市長もこの度パートナーシップ制度の導入を検討するとの発言がありましたので、この時期に行う意識調査に性的少数者の質問項目があまりに少ないように思います。具体的に何かと提案できる案を今は持ち合わせていないのですが、性的少数者に関する質問が少ないという感想です。</p>
事務局 佐藤部長	<p>佐々木委員のおっしゃったとおり、市長から、パートナーシップ制度の検討経費の予算について、記者会見等で公表したところです。性的少数者に関する質問項目は、まず最初に質問24で、現在、性的少数者の方々にとって、偏見や差別などにより、生活しづらい社会だと思いませんかとお聞きし、生活しづらいまたはどちらかといえば生活しづらいと回答された方に対し、問25で、性的少数者の方々に対する偏見や差別をなくし、性的少数者の方々が生活しやすくなるためにどういったことが必要か、施策の参考となるようなことを1から8の選択肢でお聞きしています。</p> <p>このほかに何かお聞きすべき内容や、こういった視点からこのような内容を聞いた方がいいですとか、ご意見がありましたら、参考とさせていただきたいと思っておりますので、ぜひご意見いただきたいと思っております。</p>
松本 副会長	意見は後日、お知らせするかたちでもいいでしょうか。
事務局 米田課長	よろしいです。
松本 副会長	<p>では、質問内容について意見等がありましたら後日事務局へお願いします。 他に質問はありませんか。</p>
塗委員	<p>意識調査をするにあたっての事業者数ですが、300事業者のうち大企業は全数とありますが、大企業はどのくらいの事業所数を想定しているのでしょうか。</p>
事務局 山田	<p>大企業の事業所数につきましては、経済センサス基礎調査の結果を照会してみないとわからないのですが、前回、平成28年度の調査結果で公表されているものをみますと、函館市内100人以上の事業所数は122でしたので、300人以上の大企業の事業所数となりますと更に少なくなるものと考えております。</p>
塗委員	<p>あまりにも大企業と中小企業の差が大きいのであればどうなのかなと思いましたがお聞きしました。ありがとうございます。</p>
松本 副会長	<p>よろしいでしょうか。 では、会長がみえられましたので、ここからの進行は会長にお願いしたいと思います。</p>

荒木会長

会長の荒木でございます。遅くなりましたことをお詫び申し上げます。

では議事（１）性の多様性の尊重に関する取り組みについて、事務局から説明をお願いします。

事務局
米田課長

続きまして、性の多様性の尊重に関する取り組みについてでございます。資料２をご覧ください。まず経緯についてですが、本市では、第３次函館市男女共同参画基本計画に「性的少数者への理解の促進」を主要施策の一つに位置づけ、啓発パンフレットの作成や、市の申請書等様式における性別記載覧の見直しなどに取り組んできたところでありますが、この度、性的少数者のカップルに対し、その関係性を自治体が認める制度としてパートナーシップ制度導入の検討をすることとなりました。

性的少数者とは、レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダーなど、ここでも典型的という言葉を使っていますが、典型的ではない性的指向や性自認を持つ方々のことで、人口の３～８％の割合で存在するとされています。

次にパートナーシップ制度とは、性の多様性を尊重する取り組みとして、自治体が公的に、同性カップルに対し、その関係性（パートナーシップ）を認める制度です。

先般の市議会でも様々な意見がありましたが、この制度は、法律上の婚姻とは異なり、法律上の権利や義務の発生をとまなうものではなく、現状で、法律婚が認められていない、日常生活で困難さを抱える同性カップルの生きづらさを解消することなどを目的としています。同性カップルが抱える困難といたしましては、性的少数者への社会理解が進んでいないことから、多くの同性カップルは日常の様々な場面で困難さを感じられており、例えば、公営住宅の同居親族としての入居要件が認められない、災害時や医療機関でも親族として認められないといった困難さがあると言われております。

このような困難さを緩和する、パートナーシップ制度により期待される効果としては、当事者の方々に社会に認められているという安心感を持っていただけるとともに、制度導入により市民理解が進むことで、病院の面会や住宅賃貸の対応がスムーズになること、また、携帯電話会社の家族割の対象となるなど、民間サービスを受けられるといった効果もあります。

制度の活用事例としては、制度を導入している自治体では、例えば、市営住宅における同居親族としての取り扱いや、市立病院における親族としての入院時の病状説明や面会、手術時の同意などがあります。民間でも、携帯電話会社の家族割のほか、生命保険の受取人や住宅ローンの夫婦連帯債務制度の利用対象となるなどのサービスがあります。検討のスケジュールについてですが、制度の内容等について、有識者からなる検討委員会を設置し、制度内容について議論していただくとともに、当事者の方から意見を伺う機会を設け、その結果を踏まえ、事務局で制度素案を作成いたします。その後、作成した制度素案を男女共同参画審議会にお諮りしますので、本審議会でご審議いただきたいと考えております。

次に、２ページをご覧ください。

自治体のパートナーシップ制度は、平成２７年度に東京都渋谷区が導入したのを皮切りに全国の自治体に広がり、令和３年３月１日現在、７８の自治体で導入さ

れており、道内では札幌市が平成29年度に導入しました。

渋谷区は制度の根拠を条例で規定していますが、札幌市をはじめ、多くの自治体では要綱を根拠としているほか、同性カップルの関係性を証明する方法につきましても、証明書を発行する制度や宣誓制度、登録制度、届出制度など様々な形で制度を運用しておりまして、各自治体の導入状況を参考としながら、今後検討を進めてまいりたいと考えております。そのほか、これまで以上に性の多様性に関する市民理解の促進を図るため、市の出前講座のメニューに性の多様性を追加するほか、企業への働きかけとして、性的少数者への配慮に取り組む企業へのアドバイザーの派遣や、実際の取組事例を紹介するパンフレットを作成し、配布するなど啓発の充実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、性の多様性を尊重する取り組みとして、令和3年度に導入について検討するパートナーシップ制度の概要についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

荒木会長

ただいま事務局から、令和4年度制度開始に向け、導入を検討することとなった函館市版パートナーシップ制度の概要についての説明がありました。皆さんから、本事業につきましてご意見やご質問などいただきたいと思いますが、その前に確認したいのですが、審議対象はスケジュールについてでしょうか、それとも制度導入の是非についてでしょうか。後に審議会へ諮問するとのことですので、本日の審議対象としてはスケジュールということでしょうか。

事務局
佐藤部長

パートナーシップ制度を、検討委員会を立ち上げ制度の内容について検討させていただき、その後審議会で諮問するという検討のプロセスについてご了承いただきたい。資料でお示ししているのはあくまで最短でのスケジュールとなっております。現段階でパートナーシップ制度について、皆様からご意見がありましたら伺いたいと考えております。

荒木会長

それでは、今回は資料に示されているスケジュール、検討の過程について審議しますが、その後審議会で再度諮問されるということで、審議をスムーズに進めるためにも、制度の概要についてもご意見などあれば伺いたいと思います。

佐々木
委員

パートナーシップ制度の導入を検討することとなった経緯について伺いたい。ある日突然市長が制度の導入を検討すると市民に伝わってきたのですが、前から検討されていたのか、何かきっかけがあって検討することとなったのか。平成29年度に札幌市が道内で初めて制度を導入したときも、当時の函館市の感覚では全く導入について検討しないという印象だったので驚いたのですが、他にもいろいろと取り組んでいただきたいことがあるなかで、この制度の導入が出てきましたので、その経緯についてわかるように説明をしていただきたいと思います。

荒木会長

検討にいたる経緯についてのお問い合わせですが、事務局いかがでしょうか。

事務局

制度導入検討のいきさつについてですが、市では、平成30年度に策定した「第3

米田課長

次函館市男女共同参画基本計画」において、市民一人ひとりが多様な生き方を選択できるよう、「性的少数者への理解の促進」を主要施策の一つに位置づけ、平成30年度から啓発パンフレットの作成や、市の申請書等様式における性別記載欄の見直しなどに取り組んできたところであります。

パートナーシップ制度につきましては、これまで市民の声などにより、制度導入についてのご要望をいただいております。その都度、他都市の導入状況などについて情報収集してきたところでございますが時期尚早であると判断し、まずは性的少数者への市民理解の促進に取り組んできたところでございますが、新年度に向けた新たな取り組みを検討するなか、昨年9月頃から調査研究をはじめたところでございます。

また、日頃から、性的少数者の方たちと意見交換をする中で、自分が性的少数者であることを知られることで孤立したり差別を受けるのではないかとの不安から、家族や友人にも打ち明けることができない、あるいは、同性パートナーと住む賃貸物件を探すことが難しいなどといった生活する上での困難さを伺っておりましたので、男女共同参画社会の推進の観点からも、一人ひとりが多様な生き方を選択できるよう、差別や偏見のない社会づくりをめざし性的少数者への理解促進に努めることや、他都市においてもパートナーシップ制度の導入が進んできたことなどを踏まえ、制度導入を検討するものであります。

佐々木
委員

パートナーシップ制度の導入は喜ばしいことで、先日、同性婚を認めないことは違憲であるとの判決が（札幌地裁で）出されたところですので、社会的な流れもこれに向かっていくのはいいことなのですが、私は函館市で男女共同参画都市宣言を出して欲しいと数年前に本気で取り組んだことがあり、函館市としては都市宣言を出すよりも取り組むべきことがあると言われ、すっかりめげてしまいました。パートナーシップ制度を導入することはとても良いことなのですが、その前に、男女共同参画を函館市が真剣に取り組みますよと示した上で、このような小さな施策に取り組むのではなく、もっと大きなうねりのなかで、パートナーシップ制度も検討するというのであれば納得もするのですが、都市宣言よりも先にこの制度だけが唐突に出てきたのでびっくりしました。

荒木会長

ご意見について、事務局から何か回答を求めますか。

佐々木
委員

回答は結構です。

荒木会長

他にどなたかご意見のある方はいらっしゃいますか。

木村委員

パートナーシップ制度を検討する段階にきたということは、市民にもいろいろな方が暮らしている中で、自分が自分のままでいいのだということを市も認めてくれるということには非常に心強いことになるので、喜ばしいことと思いますし、私は学校教育に関わっていますので、学校の現場にいる方と調査研究などでお話をすることもあり、教育の現場には当然、多様な性を生きる子どもたちがいますので、そういった子どもたちに函館市で堂々と自分のままでいいのだと伝えることは素晴らしい取り組みの材料になっていると思います。先ほど佐々木委

員からのお話もありましたとおり、男女共同参画がベースになって、その上で、性別にとらわれるのではなく我々一人ひとりが多様な存在であり多様な生き方を認めてもらう、その先にパートナーシップ制度があると思いますので、パートナーシップ制度の中身につきましては、これから検討委員会を設置されて、その中で詳しく議論していくことになると思いますが、要望としては、このパートナーシップ制度が同性のパートナーシップのみに限るのか、それとも性別問わず多様な人たちのパートナーシップも対象とするのか、例えば千葉市では、事実婚も含めて性別問わず多様なパートナーシップ制度を国内ではじめて2019年1月だったと思いますが導入しましたので、函館市ではどのような制度を検討するのか、可能であれば千葉市のような形、同性同士のみではなく、多様なパートナーシップ関係を認めるような制度である方が、男女共同参画の視点からも良いのではないかと思います。ぜひ検討委員会で、この点についても議論していただきたいと思っています。

荒木会長

事務局いかがでしょうか。

事務局
米田課長

今いただいたご意見のとおり、今後検討委員会を設置し、制度の内容や対象者などについて議論し、検討委員会としての意見を出していただきたいと考えております。

荒木会長

他に何かご意見はありますか。

塗委員

ここまでようやく来たのですねという感想です。

荒木会長

他に意見がありますか。公募委員の方はいかがでしょうか。

喜多委員

行政サービスの例のところ、市立病院での入院時の病状説明や面会、手術の同意と書いてあったのですが、一般病院ではどうなのか。これは市立病院だけが禁止、できないということなのか、一般病院は普通にできているものなののでしょうか。

事務局
佐藤部長

これは行政サービスの例としてお示ししております。公立病院、函館市では市立病院になりますが、民間の病院での対応は様々でして、ご本人の意識のある場合はどなたでも対応可能なのですが、意識の無い状況であれば親族だけであるとか、その病院によって対応が異なります。

ちなみに市立病院では、今申し上げましたとおり、意思表示できる状況であれば親族ではなくても、本人が承諾すれば可能ですが、意思表示できない状況であれば難しい状況にあると把握しております。

荒木会長

京田委員いかがですか。

京田委員

性に関することは言いにくいこともあるかと思いますが、他人事ではなく自分のこととして考えて欲しい。新聞記事などを見ているとも思ういますので、そういっ

たことから始めるといいのかなと思います。

荒木会長

本事業は、まずは制度内容について検討する検討委員会を設置し、制度内容について議論したうえで、検討委員会としての意見を取りまとめ、その意見を元に事務局が制度の素案を策定し、その素案を本審議会に諮問いただき、審議会で、男女共同参画の観点から審議する予定でございます。

事務局から示された検討の流れについて、ご承認いただけますか。

(委員)

よろしいです。

荒木会長

それでは、本事業の検討の流れについては、事務局案のとおり進めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

次に報告事項について、令和元年度はこだて輝きプラン施策の推進状況についてと、令和3年度男女共同参画に関する施策の概要について、一括報告いただきたいと思います。事務局から説明をお願いします。

事務局
山田

令和元年度「はこだて輝きプラン」施策の推進状況につきまして、先日、送付させていただいた資料をもとに、簡潔にご報告させていただきます。

資料3はこだて輝きプラン施策の推進状況をご覧ください。こちらの1ページから5ページは、「はこだて輝きプラン」の体系図や事業の総括表、指標項目の一覧を記載しており、6ページから27ページには、プランに登載されております主な事業の概要や事業内容について、令和元年度の実績を記載しております。恐れ入りますが説明は割愛させていただきます。

ページが飛びまして、28ページをご覧ください。28ページから30ページまでは、指標項目の推進状況を記載しており、ここでは、数値目標と指標項目について、これまでの数値を示し、動向がわかるようになっております。

始めに、28ページの基本目標1「人権尊重と男女共同参画の意識づくり」についてです。この項目のほとんどは、先程議事でご説明いたしました、5年毎に行っております、男女共同参画に関する市民・事業者意識調査での結果をもとにしております。次回、令和3年度に予定されている意識調査では、市民・事業者の方へこれらの項目につきまして継続してお聞きし、市民の意識や行動の変化、市内事業所における各種取り組み等の変化を把握して参りたいと考えており、後ほど議事の方で皆様にご審議いただきたいと思いますと考えております。

次に、29ページの基本目標2「あらゆる分野への男女共同参画の促進」について、中段の「各種審議会等委員への女性の登用率」についてですが、第3次基本計画の計画期間である令和9年度末までに、35%とするということを目指しておりますが、令和元年度当初では、25.8%となっております。また、令和2年度当初では、令和元年度より0.6ポイント減の25.2%となっております。

各種審議会等委員への女性委員の登用促進策といたしましては、委員の改選の際に、団体への委員推薦依頼にあたり、優先的に女性を推薦していただくようお願いしているほか、函館市女性人材リスト登録者への各種審議会の公募情報の提

供や、各部局が委員を選定する際に、女性人材リストを活用するよう呼びかけをしているところであり、徐々にではありますが、登用率は上昇しているものの、目標達成に向け、さらなる取り組みの強化が必要であると考えております。

次に、30ページの、基本目標の3多様な生き方が選択できる環境づくりについてです。下段の「がん検診受診率」につきまして、平成26年度受診率を基準に、令和元年度までに10%以上増加することを目標としておりましたが、保健福祉部において、受診率の算出方法を整理し、平成30年度からは算出方法が異なるため、今後においては、平成30年度からの推移で比較していきたいと考えております。なお、令和元年度の数値につきましては、令和3年8月に確定する予定となっております。以上が指標項目についての数値等によるはこだて輝きプランの施策の推進状況でございます。

続きまして、報告2の令和3年度の男女共同参画に関する施策の概要について、ご説明いたします。資料4をご覧ください。1番目の男女共同参画審議会は、本会議でございますが、平成17年10月から条例に基づき、設置しておりまして、現在の委員の皆様は8期目の委員となります。今年の9月で2年の任期が終了することとなりますが、皆さまには本市の男女共同参画の推進施策について、様々なご意見をいただいております。

2番目の男女共同参画苦情処理制度の状況ですが、こちらも条例に基づき平成17年から設置しておりまして、市が実施する施策等に関し、男女共同参画推進の観点からの苦情等の申し出に対しまして、市長から委嘱された委員に問題解決に向けて、適切に処理していただくものです。今年度は現在まで、苦情処理制度を利用された方はおりませんが、相談やご意見につきましては合わせて2件、家族関係に関する相談と、男女共同参画を推進する上で、女性への意識改革も必要ではないかといったご意見をいただいたところでございます。

次に3番目の施策の男女共同参画に関する推進状況調査です。第3次函館市男女共同参画基本計画に基づき、各目標に対応する具体的な取り組みについて、庁内各部局が行っている施策の推進状況を調査するもので、さきほど、令和元年度についてご報告いたしました。令和2年度の調査につきましては、本年10月頃には取りまとめることとしておりますので、今回の審議会で報告したいと考えております。

次に4番目、男女共同参画への意識啓発事業として、小・中学生への啓発誌の発行を行っており、若年層から裾野を広げていくことが、より効果的であることから、引き続き配付してまいります。お手元には、今年度作成したものをお配りしております。

次に5番目の男女共同参画啓発パネル展ですが、平成19年度から、男女共同参画週間に合わせて、市民への啓発のため行っております。令和3年度は、6月21日～25日までの日程で、市役所1階市民ホールでパネル展を行います。次に6番目の男女共同参画フォーラムについてですが、男女共同参画への意識づくりのため、例年、市を含め19団体による実行委員会形式で講演会を開催しておりますが、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、実行委員会で中止を決定したものでございます。令和3年度の内容につきましては、講師や開催方法を含めて、実行委員会で現在、協議中です。

次に7番目の情報誌「マイセルフ」につきましては、平成20年度から春と秋

の年2回、女性センターの講座の案内や、男女共同参画への意識を高めるための情報の提供などを行っており、平成24年度からは、女性センターの指定管理者への委託事業とし、発行しております。お手元には、2020年秋号をお配りしております。

8番目のメールマガジン、はこだてかがやきネットは、平成20年10月から毎月1回、月末に、インターネットでのメール配信を行っております。

内容は、女性センターでの各講座の案内や、男女共同参画社会の実現を目指しているイベント等に関する情報などで、こちらも、平成22年度から、女性センターの指定管理者に委託して配信を行っております。

次に9番目の女性団体等に関する調査ですが、昨年の調査団体は59団体で、市内の女性が主に活動する団体や、男女共同参画の推進に資する事業を実施する団体などの活動状況について、調査を行いたいと思います。

次に10番目の女性人材リストですが、市の政策・方針決定過程への女性の参画を推進するために、平成25年度から女性人材リストを作成しております。市内に在住・在勤・在学の18歳以上の女性で、様々な分野で活動している方や関心がある方、また専門的知識を有している方を対象とし、活用方法といたしましては、市の各種審議会の委員選考の際の情報とするほか、市が行う研修会や講演などの講師等候補として活用するものであります。令和2年度は、人材リスト登録者の中から3名が委員として選出されております。今後も幅広く、多くの方に登録していただけるようにし、周知に努め、より活用できるものにしていきたいと考えております。

次に11番目のワーク・ライフ・バランスアドバイザー派遣事業についてですが、性別に関わらず誰もが活躍できる環境づくりに必要なワーク・ライフ・バランスを推進するため、市内の企業や高等教育機関等にアドバイザーを派遣するというもので、北海道社会保険労務士会函館支部にアドバイザーを委嘱し実施しております。内容は、企業向けは、働きやすい職場環境づくりのための就業規則等の見直しや、社員向けセミナーを実施するなどの支援を行い、高等教育機関向けは、就労前の学生に対し、労働関係法令や仕事と生活の調和の重要性などに関する働く上で必要となる知識を身につけるための講座へ講師を派遣するというものです。令和3年度はさらに、様々な団体が研修や講座を行う際の派遣も可能とし、回数を増やして実施することとしております。

12番目の性の多様性の尊重に関する取り組みでございまして、性別にとらわれず、一人ひとりが多様な生き方を選択でき、偏見や差別のない社会づくりのため、性的少数者の方々に対する理解と尊重が図られるよう取り組みを進めております。本事業につきましては、先程議事の中で説明させていただきましたので割愛させていただきます。

次に13番目の女性団体等への運営費の補助ですが、「函館市女性会議」につきましては、女性の自主性を高め、地位の向上を図るとともに、男女共同参画社会形成を目指した本市のまちづくりに貢献することを目的として活動していることから、運営費の一部を補助しております。

14番目の女性センターの管理・運営ですが、女性センターは、女性の福祉の増進と教養の向上を図り、男女共同参画社会の形成の促進に寄与するため設置しております。平成18年度から指定管理者制度を導入しております。

現在は、「にっぽん生活文化楽会」が、平成29年度から5年間、センターの管理運営を行っておりますが、令和3年度末で終了いたしますことから、令和3年度中に次期指定管理者の選定を行う予定となっております。指定管理者による各種事業は記載のとおりですが、本日、皆様のお手元にセンター利用のしおり、講座募集案内のパンフレットをお配りしておりますので、ご参照いただければと存じます。

15番目の男女共同参画推進フォーラムですが、独立行政法人国立女性教育会館が実施する研修会において、男女共同参画に関する制度や取り組みについて情報収集し、本市の男女共同参画の推進事業の参考とするため参加を予定しておりましたが、先日、オンラインでの開催が決定したと連絡がありましたので、多くの方にオンラインで参加していただけるよう、周知してまいりたいと考えております。以上が、今年度、当課で実施する男女共同参画に関する施策の概要となっております。

荒木会長

ただいま、事務局から説明がありました報告につきまして、皆さんから何かご質問等がありますでしょうか。

佐々木
委員

最後の、男女共同参画推進フォーラムのオンラインでの開催について、どこかの会場をお借りしてたくさんの方に参加していただけるということでしょうか。

事務局
山田

今、佐々木委員がおっしゃったことはオンラインでの講演会の様子をどこか会場を用意し、パブリックビューイングの手法で多くの方と一緒に視聴するということだと思いますが、推進フォーラムを運営する国立女性教育会館にそのような視聴方法が可能かどうかについて問い合わせしており、先方からは検討しますとの回答をいただいているところですが、そういった方法を含め、また、オンラインでの開催ということで、ご自宅から参加することも可能ですので、このような事業があるということをまずは広く市民に周知していきたいと考えております。

佐々木
委員

この研修は本当にいいものですので、多くの市民の方や、男女共同参画審議会の皆様にもぜひ見ていただきたいと思います。

荒木会長

他にいかがでしょうか。他に意見が無ければ、報告事項はこれで終了いたします。それでは、次第の4その他について、委員の皆様から何かありますでしょうか。無ければ、事務局からお願いします。

事務局
山田

事務局から連絡事項をお伝えします。男女共同参画市民・事業者意識調査につきましては、本日いただいたご意見を踏まえ、調査票を作成いたします。調査票が完成しましたら、皆様には郵送でご報告させていただきたいと考えております。

また、次回開催につきましてですが、令和3年度は、パートナーシップ制度に関するご審議と、例年ご報告させていただいております、はこだて輝きプラン施策の推進状況の報告のほか、市民・事業者意識調査結果報告のための開催を予定しております。後日、あらためて皆様と日程調整をさせていただきますので、よろ

しくお願いいたします。

意識調査の内容につきましては、ご意見を是非事務局の方へ教えていただきたいと思っておりますので、質問項目のご提案をいただきたいと思っております。性的少数者に関する質問事項について、4月9日までに、電話やFAX、メールなどでご提出ください。よろしくお願いいたします。

事務局からは以上です。

荒木会長

他に意見があればというのは、それは性的少数者に関する質問のみでしょうか。

松本
副会長

質問内容にプラス何かあればということと、質問自体の言葉については多様性に言い換えるということがいいですね。

荒木会長

ただいま、副会長からも補足がありましたが、性的少数者に関する質問事項を4月9日までにお願いします。

ただいまの連絡事項につきまして、何か質問等がありますでしょうか。それでは、以上となりますので、事務局に進行をお返しします。

事務局
山田

荒木会長、松本副会長ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、令和2年度第1回函館市男女共同参画審議会を終了いたします。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、ありがとうございました。

閉会（19：10）